

令和5年12月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第13回）議事録

1. 開催日時 令和5年12月15日（金曜日）午後4時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 佐藤 崇	1 4 番 畑山 留美子
2 番 小松 健	1 5 番 佐藤 喜勝
3 番 齋藤 誠	1 6 番 佐々木 剛
4 番 庄司 和夫	1 7 番 伊藤 剛
5 番 佐々木 亨	1 8 番 加藤 三敏
6 番 伊藤 直子	1 9 番 大瀧 浪雄
7 番 菅原文 克	2 0 番 佐々木 純一
8 番 板垣 利明	2 1 番 小野 晃一
9 番 三浦 幸夫	2 2 番 豊島 靖喜
1 0 番 吉尾 麻美	2 3 番 真坂 和都
1 1 番 巴 寛	2 4 番 富 樫 公一
1 2 番 佐藤 源樹	

4. 欠席委員（1名）

1 3 番 佐藤 榮一

5. 議事日程第1号 令和5年12月15日（金曜日）午後4時 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 6 号 由利本荘市農地賃借料情報について

第 5. 議案第 8 5 号 農地法第 3 条の規定に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第 8 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 7. 議案第 8 7 号 農地転用事業計画変更承認の件

第 8. 議案第 8 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第 9. 議案第 8 9 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第 1 0. 議案第 9 0 号 由利本荘市農業委員会の委員等の実績給の支給に関する規則の一部改正について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長

佐藤 英樹

次 長

小松 幸月

農政班長	三 保 敦	農地班長	二 見 真 之
主 査	佐々木 崇 嗣	主 査	齋 藤 身 子
主任(矢島庶務班)	柴 田 雄太郎	主事(岩城庶務班)	田 口 健
主査(由利庶務班)	佐々木 千 鶴	主査(大内庶務班)	加 川 長 太
主事(東由利庶務班)	高 橋 琉 誠	主査(西目庶務班)	巴 留美子
主事(鳥海庶務班)	佐 藤 海 士		

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

1 1 番 巴 寛

1 2 番 佐 藤 源 樹

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年12月1日公示招集されました、令和5年第13回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

13番佐藤榮一委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第6号および議案第85号から議案第90号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、11番巴寛委員、12番佐藤源樹委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第6号「由利本荘市農地賃借料情報について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第6号について、事務局による案件報告)

○議長

報告第6号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第5、議案第85号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、12番佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第85号1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第85号1番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第85号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第85号1番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第85号2番から12番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第85号2番から12番について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第85号2番から12番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第85号2番から12番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号2番から12番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第86号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番と2番につきましては7番菅原文克委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【菅原文克委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号1番と2番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号1番と2番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号1番と2番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【菅原文克委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第86号を議題としますが、本議案の3番から10番につきましては19番大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づ

き退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号3番から10番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号3番から10番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号3番から10番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号3番から10番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号3番から10番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号11番から13番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号11番から13番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号11番から13番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号11番から13番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号11番から13番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

引き続き、議案第86号を議題としますが、本議案の14番につきましては、15番佐藤喜勝委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号14番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号14番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号14番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号14番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号14番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤喜勝委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第86号を議題としますが、本議案の15番につきましては、17番伊藤剛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号15番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号15番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂によ

る改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号15番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号15番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号15番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【伊藤剛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第86号を議題としますが、本議案の16番から18番につきましては、11番巴寛委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【巴寛委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号16番から18番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号16番から18番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号16番から18番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号16番から18番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号16番から18番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【巴寛委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第86号を議題としますが、本議案の19番につきましては、21番小野晃一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【小野晃一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号19番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号19番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号19番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号19番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号19番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【小野晃一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第86号を議題としますが、本議案の20番につきましては、12番佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第86号20番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号20番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号20番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号20番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号20番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐藤源樹委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします

次に、議案第86号21番から478番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第86号21番から478番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第86号21番から478番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号21番から478番は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号21番から478番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第87号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第87号について、議案書に基づき朗読。変更内容は、鉄塔建設工事に伴う作業ヤードの一時転用期間の変更で、許可を受けた計画のうち事業期間を変更するもの。今回の申請は転用目的が変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められること、資金計画も当初計画事業費の範囲内で行われること、一時転用許可期間が3年以内という基準を満たしていること、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること、秋田県農業会議に意見聴取する必要がない旨を説明する。)

○議長

議案第87号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第87号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第87号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第88号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第88号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、申請地は第2種住居専用地域に指定されている第3種農地であること、申請地は一部が道路敷地として施工されている追認案件であるが申請者は今後農地法を遵守すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がなく、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。）

（議案第88号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で、第1種農地であり原則不許可だが、不許可の例外である「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下）」に該当すること、また資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。）

○議長

議案第88号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20番佐々木純一委員。

○20番・佐々木純一委員

（議案第88号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

（議案第88号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第 88 号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 88 号 1 番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第 88 号 2 番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第 88 号 1 番につきましてお諮りいたします。

議案第 88 号 1 番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号 1 番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 88 号 2 番につきましてお諮りいたします。

議案第 88 号 2 番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号 2 番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 9、議案第 89 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第 89 号について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は、山林に近接しており、平成 12 年ごろから、23 年以上耕作しておらず、山林化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第 2 条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第 89 号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16 番佐々木剛委員

○16 番・佐々木剛委員

（議案第 89 号について、現地は 23 年以上放置されていたことから、山林化している状況のため、農地への復元は困難であると判断され、農地法第 2 条の農地に該当しないものと確認した旨説明する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第 89 号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第89号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第90号「由利本荘市農業委員会の委員等の実績給の支給に関する規則の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書51ページ、また、議案第90号資料をご覧ください。

農業委員会の委員等の実績給の支給については、農地利用最適化交付金を財源とし、その交付金事業の実施にあたっては、交付金実施要綱に基づいているところですが、令和5年10月31日付農林水産省経営局農地政策課長より、交付金の使途に係る取扱いについて通知されたことから、その内容を踏まえて規則の一部改正をするものです。

以上です。

○議長

議案第90号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第90号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案90号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時35分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 富 樫 公 一

議事録署名委員 巴 寛

議事録署名委員 佐 藤 源 樹

